平成２９年（フ）第１４２１号
千葉市中央区大巌寺町265番地２　レディースコーポラスＡ106号
債務者　浅井　　都
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４４７号
千葉県市川市平田３丁目23番13号（ハイコーポ本八幡203号）
債務者　藤田　　恵
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４７１号
千葉市中央区新田町17番14―604号
債務者　川嶋　芳子
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４８９号
千葉県市川市福栄１丁目16番17号（ラ・ヴェリタ323号）
債務者　石田　　洋
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５５８号
千葉県市原市五井東１丁目４番地７　サンハイツ202
債務者　椎名絵梨香
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５８９号
千葉県市原市古市場351番地２　ラフィネ山崎206
債務者　中村　祐二
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５９９号
千葉県八千代市村上1958（ＴＫ八千代301）、住民票上の住所千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷７丁目15番64号
債務者　宮内　崇行
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１６１３号
千葉県浦安市海楽２丁目３番23号　シャルム浦安（108）
債務者　髙橋　正一
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４号
千葉県船橋市飯山満町２丁目374番地１　コスモ津田沼イーストコア502号
債務者　本田　翔真
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第７号
千葉県船橋市飯山満町２丁目374番地１　コスモ津田沼イーストコア502号
債務者　本田　麻衣
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３７号
千葉県船橋市三咲４丁目23番33号
債務者　宮澤　歳之
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２５０号
静岡県富士市柚木409番地の１　プライムステージ富士西503号
債務者　大竹千奈美
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第１６号
三重県亀山市布気町634番地１　ブルースカイマンション７　601号
債務者　渡邊　勝弘
1　決定年月日時　平成30年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第２号
三重県熊野市木本町145番地
債務者　佐藤　　裕
1　決定年月日時　平成30年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
津地方裁判所熊野支部

平成３０年（フ）第５４号
神戸市垂水区学が丘５丁目２番500―504号
債務者　安本　和也
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９６号
兵庫県宝塚市南ひばりガ丘１丁目22番８号103号
債務者　飯田　和人
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第９号
兵庫県宝塚市高司４丁目４番７－４―602号
債務者　仲村　克美
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係